

第25期 第24回

定例農業委員会総会

議 事 錄

令和7年5月30日

伊予市農業委員会

第25期

第24回定例農業委員会総会議事録

令和7年5月30日（金）午後1時30分から、農業振興センターにおいて第24回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	18名
農地利用最適化推進委員	6名
事務局	局長
	次長
	係長
	主査

議事日程

（議案）

第89号 農地法第3条の規定による許可申請について 20件

第90号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

第91号 非農地判断について 2件

（報告）

第37号 農地法第5条第1項の規定による届出について 2件

第38号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について 1件

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第24回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願ひいたします。

議案第89号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	三秋	●●	さん
譲受人	三秋	●●	さん
申請地	三秋字●●	田	●● m ²
	同じく●●	田	●● m ²
譲受人の耕作面積	●● m ²		
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大		
	(譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ1番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

●● 農業委員

贈与とのことです、身内の方からですか。

事務局

身内ではございません。無償で引き渡すこととなっております。

●● 農業委員

●●さんの名義になっておりますが、この方は、高齢ですので実際に手続きをお願いしているのは次男さんです。いきさつをお聞きしますと、●●さんと●●さんの田が隣接しております、今回、譲渡する土地は、境界線の立会を両方がしたときに話が出たそうです。●●さんが手放したいとの事で●●さんが話を受けたと聞いております。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	上野	株式会社	●●	さん
譲受人	下三谷		●●	さん
申請地	上野字●●	田	●●	m^2
譲受人の耕作面積	●●	m^2		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大		
	(譲渡人)	農地管理困難		

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんのこの土地ですが、田渡しの水田で米作りをしておりました。数年前から上の田んぼの方が、稲作を止めまして水の確保が非常に難しくなって困っておりまし

た。そんな中、度々出てきております株式会社●●の●●さんが、前々回の総会で出てきた●●さんの弟さんの●●さんの土地を数筆まとめて買われたのですが、その土地に隣接している土地であって目標面積にほぼ達していますが、狭い土地ですので「この機会に買い取ります。」との事で売買が成立しました。特段問題はございませんのでよろしく願いいたします。

議長

番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●に関しては、上三谷の土地で草刈りについて前の方から私に連絡が来まして、そのことについて、本人には何回も話をしてなんとかやっている状態です。まだ若いですから、関わった以上は、今後とも私ら農業委員と地域の大字が、注意して見守つていこうと思っております。

議長

今年は、梅も少しは採れたのですか。

●● 農業委員

まだですね。

●● 農業委員

園地によっては、なっているところもあります。

●● 推進委員

●●さんの土地に植えている梅は、今のところ順調に育っています。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3、4につきまして関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

3番

貸渡人

上野

●●

さん

借受人 上野 ●● さん
申請地 上野字●● 田 ●● m²
借受人の耕作面積 ●● m²
権利の種類 10年間の使用貸借権設定

4番

貸渡人 上野 ●● さん
借受人 上野 ●● さん
申請地 上野字●● 田 ●● m²
他 3筆 合計 ●● m²
申請理由 (借受人) 経営規模拡大
(貸渡人) 農地管理困難
権利の種類 10年間の使用貸借権設定

借受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3～4番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3、4について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

3番●●さん、4番●●さんの水田ですが、長らく使用貸借権を設定して同じ組内の方にお米作りをしてもらっていましたが、その方が5年程前に体調を崩されまして農業ができなくなりました。その後は、奥さんや息子さんが協力して頑張って作っていましたが、息子さんも会社勤めをしながらですので、しんどくなり面積を減らしたいとのことで契約が打ち切られました。その後、耕作してくれる方を探していたところ●●を定年退職されて現在は、再雇用としてフルタイムではないですが、週何日かは勤めに出られています●●さんが、引き受けてくださいました。以上です。

議長

番号3、4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3、4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号3、4について承認いたします。

続いて、番号5、6、7、8につきまして、関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

5番

貸渡人	下吾川	●●	さん
借受人	上三谷	●●	さん
申請地	上三谷字●●	田	●●m ²
	上三谷字●●	田	●●m ²
借受人の耕作面積	●●m ²		
権利の種類	6年間の賃借権設定		

6番

貸渡人	上三谷	●●	さん
借受人	上三谷	●●	さん
申請地	上三谷字●●	田	●●m ²
	上三谷字●●	田	●●m ²
権利の種類	6年間の賃借権設定		

7番

貸渡人	香川県高松市	●●	さん
借受人	上三谷	●●	さん
申請地	上野字●●	田	●●m ²
	他3筆	合計●●m ²	
権利の種類	3年間の賃借権設定		

8番

貸渡人	上野	●●	さん	●●	さん
借受人	上三谷	●●	さん		
申請地	上野字●●	田	●●m ²		
申請理由	(借受人)	経営規模拡大			
	(貸渡人)	農地管理困難			
権利の種類	6年間の賃借権設定				

借受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5～8番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5、6、7、8について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、私の前任で上三谷の農業委員をされておりまして、息子さんと奥さんと3人での家族経営で米と麦を作つておられます。上三谷で言いますと地域計画の中心になってくれるような方でして、今回、更新ということで過去にも耕作している土地ですので問題ないと思います。以上です。

●● 推進委員

●●委員と同意見です。

●● 推進委員

上三谷と上野になっておりますが、●●さんは、上野に隣接したところですので農業機械もトラックに積み込む必要もないので大丈夫だと思います。

議長

上野のところだけ3年間というのは、理由がありますか。

●● 農業委員

特にございません。

議長

ありがとうございます。番号5、6、7、8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5、6、7、8について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5、6、7、8について承認いたします。

続いて、番号9、10につきまして、関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

9番

貸渡人

下三谷

●●

さん

借受人 下三谷 ●● さん
申請地 下三谷字●● 田 ●●m²
借受人の耕作面積 ●●m²
権利の種類 10年間の賃借権設定

10番

貸渡人 下三谷 ●● さん
借受人 下三谷 ●● さん
申請地 下三谷字●● 田 ●●m²
申請理由 (借受人) 農業経営安定化
(貸渡人) 農地管理困難
権利の種類 10年間による賃借権設定

借受人の経営状況は、議案説明書の1ページ9～10番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号9、10について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

本人さんは、若い方でして規模拡大も含めまして頑張っておられますので問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号9、10につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号9、10について、賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号9、10について承認いたします。
続いて、番号11につきまして、事務局の説明をお願いします。

11番

貸渡人 松山市 ●● さん
借受人 宮下 ●● さん
申請地 宮下字●● 畑 ●● m²
他 2 筆 合計●● m²
借受人の耕作面積 ●● m²
申請理由 (借受人) 経営規模拡大
(貸渡人) 農地管理困難
権利の種類 5 年間の賃借権設定
借受人の経営状況は、議案説明書の 2 ページ 1 1 番のとおりです。なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号 1 1 について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

この園地につきましては、以前から●●さんが、●●さんからお借りして耕作しております、現在は、施設の温州みかんとせとかを栽培しております。ちょうど更新の時期が来ましたので、継続して申請するとの事です。ただ、9 ページの 3 筆の中で 60 m² の農地につきましては、解約となっております。これは、以前、お借りする時期がずれていたものを一旦、1 筆だけ解約して、3 筆合わせて契約を更新するということでございます。特に問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号 1 1 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 1 1 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号 1 1 について承認いたします。

続いて、番号 1 2 につきまして、事務局の説明をお願いします。

1 2 番

譲渡人 兵庫県宝塚市 ●● さん
譲受人 中山町中山 ●● さん

申請地 大平字●● 畑 ●●m²
讓受人の耕作面積 他 3 件 合計●●m²
●●m²
申請理由 (讓受人) 経営規模拡大
(讓渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転
讓受人の経営状況は、議案説明書の 2 ページ 1 2 番のとおりです。なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号 1 2 について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんが讓受人になっておりますが、御主人と話をしまして、この農地の前に中古住宅があるのですが、そこを買うために契約しようと考えていたところ、裏に隣接した●●さんの畠がありまして、●●さんからも●●に住んでいて管理ができないので●●さんにお願いできたらということで、規模拡大の話になり今回の申請に至りました。●●の近くですので新しく建て替えるという考えもありますが、この中古住宅も気に入ったということでした。

ご本人さんの経営状況は、キウイを 9 反程、ケールにつきましては、昔からずっと大掛かりにやっているそうです。現在、中山に住んでおられますが、今回の大平の土地であれば中山から通えるとの事で、近くに住むにあたっても明るい方ですので、ご近所づきあいもできると思います。農地の方も、もともと農業をされている方なので問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ありがとうございます。番号 1 2 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

中山から大平に作りに行くのですか。

●● 農業委員

そうです。本拠地は中山に置いておいて、大平の中古住宅に住むのであれば少し修繕してからとなりますので、徐々に修繕して住めるようになれば、大平に来られるようになるかと思います。農地の状況は、草も低いので畠で考えておられまして、また、ご近所の方が一部で野菜などを作っておられます。

議長

いずれはこちらに出てくるということですね。

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号12について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号12について承認いたします。

続いて、番号13につきまして、事務局の説明をお願いします。

13番

譲渡人	久万高原町	●●	さん
譲受人	中山町佐礼谷	●●	さん
申請地	中山町出渕●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ13番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号13について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんは、新規就農をされて現在は、佐礼谷に住んでいますが、中山に家を買って引っ越し予定です。ちょうどその筋向かいに田んぼがありまして、近所の方がここに来て住むのであればついでに買ったらどうかという話がありまして、ハウスを建てて苗を立てるのにちょうどいいとの事で購入に至りました。この方は、キウイを植えて経営規模を拡大されて一生懸命頑張っておられますので、問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。番号13につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号13について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号13について承認いたします。
続いて、番号14につきまして、事務局の説明をお願いします。

14番

譲渡人	松前町	●●	さん
譲受人	双海町高岸	●●	さん
申請地	双海町高岸字●●	畠	●● m ²
譲受人の耕作面積	●● m ²		
申請理由	(譲受人)	農業経営安定化	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ14番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号14について、地元委員欠席につき担当地区委員の意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、●●におられましたが、松前に出られております。●●さんは、親子3人でされていて、●●さんから「●●さんが全然しないので、作りませんか。」と紹介されまして、シキミやサカキをやるそうです。●●さんは、ずっと農業をされていますので、3人でできると思います。よろしくお願いいいたします。

議長

ありがとうございます。番号14につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号14について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号14について承認いたします。

続いて、番号15につきまして、事務局の説明をお願いします。

15番

貸渡人	宮下	●●	さん
借受人	市場	●●	さん
申請地	宮下字●●	田	●●m ²
	宮下字●●	田	●●m ²
借受人の耕作面積		●●m ²	
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	5年間の使用貸借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の2ページ15番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号15について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、高齢ですので、農地の管理や車の運転ができない状態です。この園地につきましては、放任園状態でしたので周囲から苦情が入りまして、我々有志で草刈りをして作り手を探していたところ、●●さんと話がまとまりまして、お米を作ってくださることになりました。以上です。

議長

ありがとうございます。番号15につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●●さんは、自然農法の方ですか。

●● 推進委員

そうです。いろいろな方から借り受けている方です。

事務局長

●●という法人をおこされています。

●● 農業委員

今のところきれいにトラクターですいていて植えるような状態にしていましたので、これからも様子を見ていきたいです。

議長

わりと畑で大豆を植えているところは、畦草は刈っても伸びっぱなしが多く見られます。上吾川にもありますが、年に数回は草を刈っていても、しばらく放っておくと伸びることがありますので、田の畔だけ気を付けてもらえばと思います。

●● 推進委員

結構、隣の田に草が巻き込むので苦情が出ております。

●● 推進委員

上野の何枚か●●さんが作られていますが、畔草をほとんど刈ってくれなくて電話連絡をしますが、出られない状態ですので、困ることが多々ありました。

●● 農業委員

そこについては、様子をみていきたいです。

議長

そこらあたりはどうですか。事務局から連絡はできますか。広げてくれるの、ありがとうございますが、管理をどのように注意していくかになると思います。例えば、承認された場合に連絡はつきますか。

事務局

できます。

議長

周辺の声もありますので、必ず畦草刈りをするということを付け加えさせてもらえたると思います。

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号15について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号15について承認いたします。

続いて、番号16につきまして、事務局の説明をお願いします。

16番

貸渡人	下吾川	●●	さん
借受人	大平	●●	さん
申請地	下三谷字●●	畠	●●m ²
借受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	

(貸渡人) 農地管理困難

権利の種類 5年間の賃借権設定

借受人の経営状況は、議案説明書の3ページ16番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号16について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

この土地は、以前から●●さんが柑橘を作られていて、今回引き続いて賃借権の申請になります。以上です。

議長

ありがとうございます。番号16につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号16について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号16について承認いたします。

続いて、番号17につきまして、地元委員欠席につき、事務局の説明をお願いします。

17番

譲渡人 松山市 ●● さん

譲受人 内子町 ●● さん

申請地 尾崎字●● 田 ●●m²

譲受人の耕作面積 ●●m²

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の3ページ17番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号17につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号17について、賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号17について承認いたします。

続いて、番号18につきまして、事務局の説明をお願いします。

18番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	尾崎	●●	さん
申請地	尾崎字●●	畠	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	生前贈与	
	(譲渡人)	生前贈与	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の3ページ18番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号18につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号18について、賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号18について承認いたします。

続いて、番号19につきまして、事務局の説明をお願いします。

19番

譲渡人 宮下 ●● さん
譲受人 宮下 ●● さん
申請地 宮下字●● 田 ●● m²
譲受人の耕作面積 ●● m²
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の3ページ19番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号19について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

譲渡人の●●さんは、●●才と高齢でありまして、今まで農業をされていましたが、体力的に難しくなってきたとの事です。譲受人の●●さんは、●●才と高齢ですが、息子さんがいらっしゃいまして、息子さんと一緒に耕作するとの事です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号19につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号19について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号19について承認いたします。

続いて、番号20につきまして、事務局の説明をお願いします。

20番

貸渡人 森 ●● さん
借受人 森 ●● さん
申請地 森字●● 田 ●● m²
他3件 合計●● m²
借受人の耕作面積 ●● m²

申請理由 (借受人) 経営規模拡大
(貸渡人) 農地管理困難
権利の種類 無期限の使用貸借権設定
借受人の経営状況は、議案説明書の3ページ20番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号20について、地元委員が利害関係者であるため、担当地区委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

この案件は、以前から●●さんが耕作をしている土地でございまして、今回継続との事で申請がありました。特に問題はございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号20につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号20について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号20について承認いたします。

議案第90号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、4ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が2ページ、現地写真是、3ページをご覧ください。譲渡人は、上野、●●さん。譲受人は、上野、●●さん、●●さん。申請地は、上野字●●、田、●●m²。転用目的は、分家住宅となっております。権利の種類等は、使用貸借権の設定です。

譲受人は現在、妻の実家にて生活しているが、子どもの成長や将来設計を考えると手狭であり同居が困難となることから、一戸建住宅の建築を計画し新居建築用地を検

討し探していたが、妻の父が所有し実家に近隣する申請地が、将来的な子育てと両親の介護、実家の農業経営の手伝いの面からも最適地であるため、当該申請地に分家住宅を建築すべく本申請に至ったものであります。

申請地は上野地区の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha 以上の農地の広がりのない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

この案件については、3回目になると思います。1回目は、農振地域からの除外申請が出されて承認されました。2回目は、農地に分家住宅を建設するために農地から除外申請が出されて承認されました。今回、農地法第5条第1項の規定に基づいて県知事さんの許可が必要になりますので、この申請が出されました。分家住宅を建設にあたり肅々と前進しているようです。よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第91号

農地法第2条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、5ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が4ページ、現地写真は、5ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、松山市、●●さん。土地所在地は、中山町中山●●、田、●●m²、他2筆、計3筆、面積合計●●m²です。

今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い不便な土地で、前所有者が昭和60年頃に農地としての管理を諦め、杉を植林し山林としたもので、現所有者が相続した時点で、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

番号2

議案説明書は、5ページ、番号2、申請地説明図は、位置図が6～9ページ、現地写真は、10～11ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、松山市、●●さん。土地所在地は、中山町佐礼谷●●、畠、●●m²、他4筆、計5筆、面積合計●●m²。

今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い不便な土地で、労働力不足も重なり農地としての管理を諦め、前所有者が平成6年から16年頃にかけて植林し山林としたもので、現所有者が相続した時点で、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

申請人は、松山市に在住しておりますが、長男でございまして、退職してから現在

は、地元で野菜を作つておられる状況です。この土地につきましては、双海分も含めて私も小さいときから交流がございまして、よく存じております。昔、みかんと栗を耕作しておりましたが、みかんの補助制度の切り替えの時に植林をしたそうで、すでに15年から20年程経過しております。写真の通り林野化しております、耕作地に戻すことは不可能ということで、長男の●●さんが相続してから3年以内に登記をしなければならないということを踏まえまして、今回、申請を行つたということでございます。以上でございます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

見る限りでは、きれいに管理できていますね。

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告第37号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。番号1、2について、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人は、下吾川、●●さん。譲受人は、松山市、●●株式会社、代表取締役、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、畝、●●m²、他1筆、計2筆、面積合計●●m²。転用目的は、露天駐車場・露天資材置場で転用面積は、同じく●●m²。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

2番

譲渡人は、伊予郡松前町、●●さん。譲受人は、松山市、●●株式会社、代表取締役、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、畝、●●m²、転用目的は、露天駐車場、露天資材置場で転用面積は、同じく●●m²。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

以上でございます。

報告第38号

農地法第18条第6項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	松山市	●●	さん
借受人	宮下	●●	さん
届出地	宮下字●●	畠	●●m ²
	解約事由	双方合意	
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

議長

以上で報告事項を終了いたします。

議長

それでは、次回は6月27日（金曜日）午後1時30分から農業振興センター1階第2会議室での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」
「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願ひ致します。以上をもちまして、第24回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後3時00分 閉会)

年 月 日

議 長

議事錄署名人
